高知県医師会産業医部会規約

（名称及び事務所）

第１条　本会は高知県医師会産業医部会と称する。

第２条　本会は事務所を高知県医師会内に置く。

（目的及び事業）

第３条　本会は産業医として労働者の健康障害の防止と治療並びに適正な健康管理による健康の保持増進に務め併せて産業医学の研究と普及発展を図り、以って生産の向上に寄与することを目的として次の事業を行う。

１　産業医学の研究と振興

２　産業医学の普及及び指導

３　労働者の健康障害の予防と治療並びに健康管理

４　産業医の身分の確立と待遇の改善

５　会員相互の連絡と親睦

６　その他目的達成に必要な事項

（会　　員）

第４条　本会会員は高知県医師会員であって産業部門に属する産業医又はこれに類する嘱託医及び本会の目的に賛同するものとする。

（役　　員）

第５条　本会に次の役員を置く。

部 会 長	１　名
副部会長	２　名
理　　事	若干名
監　　事	２　名

第６条　本会の役員は、総会に於て選出する。

第７条　本会に顧問を置くことが出来る。顧問は総会の同意を経て会長がこれを委嘱する。

第８条　役員の任期は２ヵ年とし高知県医師会役員の任期に同じくするものとする。但し、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、役員は、引き続きその職務を行わなければならない。

（会議及び構成）

第９条　会議は総会及び理事会とし部会長が招集する。

第10条　定期総会は年１回開催す。必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。理事会は部会長、副部会長、理事を以って構成し随時開催する。監事及び顧問は理事会に出席して意見をのべることが出来る。

（会　　計）

第11条　本会に要する経費は会費及び補助金並びに寄付金によりて支弁する。

会費は別に定める。

（附　　則）

１　本会の規約の改正は総会の承認を必要とする。

２　本会は昭和 40 年 9 月 1 日より発足する。

３　この改正規約は昭和 53 年 9 月 13 日より実施する。

４　平成 2 年 5 月 12 日一部改正。